

令和元年第5回 鞍手町農業委員会総会議事録

注:発言の内容についてはその要旨を記載しています

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●で消しています

■開催日時

令和元年5月10日(金曜日) 午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 第2会議室

■出席委員 13名

- | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| ① 栗田美和 | ② 栗田英洋 | ③ 筒井浩一 | ④ 石田祐二 |
| ⑤ 福本平 | ⑥ 花田貴志 | ⑦ 幸田剛 | ⑧ 白石信幸 |
| ⑨ 安永洋一 | ⑩ 小長光隆 | ⑪ 田中勉 | ⑫ 遠藤幸男 |
| ⑬ 会長 相葉富雄 | | | |

■欠席委員 0名

■農業委員会事務局

事務局長 筒井英和 ・ 係長 中勇一郎

■議案目次

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第16号 農用地利用集積計画(所有権移転)	1件
議案第17号 農用地利用集積計画(利用権設定)	2件
議案第18号 下限面積(別段の面積)の設定	1件
報告 非農地証明願	2件
その他	

■会議の概要

- 会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和元年第5回鞍手町農業委員会を開催いたします。
本日の出席人員は13名で、会議は成立いたします。
本日の議事録署名委員は10番の小長光隆委員と11番の田中勉委員の2名を指名いたします。
議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告をいたします。
- 局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第15号から第18号の朗読)
以上が本日の議題であります。
続きまして、報告といたしまして非農地証明願いが2件ございます。
- 非農地証明願いにつきましては、農地第二分科会で現地調査実施後に審査の結果承認することといたしましたので報告いたします。内容につきましては本日配布しました資料の10ページから14ページにありますので省略させていただきます。
最後に来月の日程でございますが、農地第二分科会を令和元年6月6日木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和元年6月7日の金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。
- 会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案ごとの議事録は別紙 ～

- 会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
なにかご意見等はありませんでしょうか。
- ないようですので、これもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

議事録署名委員 小長光 隆
田中 勉

会議名	令和元年第5回鞍手町農業委員会総会				日時	令和元年5月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第15号は農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	<p>議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。 譲受人 ●●●●、譲渡人 ●●●●。 申請農地は大字中山●●●番地、登記、現況地目は畑。面積154㎡。 転用目的は自己住宅建設のためであります。 農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、立地基準は満たしております。 水利及び隣接農地の承諾書は添付されています。 資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると判断。 面積はお手元の議案1ページに利用計画図等を添付していますが妥当だと考えます。 また、5月9日に会長、農地部会長、各分科会長、農地第二分科会委員、事務局により現地調査を行い、周辺農地等への支障はないと判断しています。 以上で説明を終わります。</p>					
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。上記の議案について5月9日農地第2分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告いたします。令和元年5月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第15号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。					

会議名	令和元年第5回鞍手町農業委員会総会				日時	令和元年5月10日	
					場所	鞍手町役場 第2会議室	
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一	
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志	
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一	
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男	
	会長	相葉 富雄					
会 長	議案第16号は農用地利用集積計画(所有権移転)についてです。事務局より議案の朗読と説明をいたします。						
事務局長	<p>議案第16号、農用地利用集積計画(所有権移転)について1件。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。 こちらは、農地売買等事業を利用した所有権移転となり、お手元の議案6ページに各筆明細を記載しております。 譲受人 ●●●●、譲渡人 ●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番地、登記、現況地目は田。面積1758㎡。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>						
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。						
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第16号、農用地利用集積計画(所有権移転)について1件。上記の議案について5月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。以上報告いたします。令和元年5月10日、農地部会長 小長光隆。						
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。						
	〔「異議なし」の声あり〕						
会 長	ご異議がないようですので、議案第16号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。						

会議名	令和元年第5回鞍手町農業委員会総会				日時	令和元年5月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第17号は農用地利用集積計画(利用権設定)についてです。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	議案第17号、農用地利用集積計画(利用権設定)について2件。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められています。お手元の議案7ページ以降に各筆明細を記載しております。新規1件、再設定1件、総面積4330㎡の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。					
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第17号、農用地利用集積計画(利用権設定)について2件。上記の議案について5月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。以上報告いたします。令和元年5月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第17号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。					

会議名	令和元年第5回鞍手町農業委員会総会				日時	令和元年5月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第18号は下限面積(別段の面積)の設定についてです。 事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	議案第18号、下限面積(別段の面積)の設定について1件。 下限面積とは、農地を取得するときに、自分の耕作面積と取得面積を合わせて5反以上ないと取得できないという要件です。ただし、地域の実情を踏まえて農業委員会が「別段の面積」を設定し、下限面積を変更することができることになっています。 本町の農業上の効率的かつ総合的な利用、担い手の確保及び、新たな遊休農地の発生防止を目的として、農地法執行規則第17条第2項の規定に基づき、5反の下限面積(別段の面積)の変更は行わないという議案です。 以上で説明を終わります。					
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第18号、下限面積(別段の面積)設定について1件。 上記の議案について5月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果、議案どおり承認することに決しました。 以上報告いたします。令和元年5月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第18号は全員の賛成により議案どおり設定することに決定しました。					